

# 令和6年度茨城県企業連携型N P O活動支援事業助成金募集要項（寄付協力企業向け）

茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課

## 1 目的

茨城県（以下、「県」という。）では、企業等と協調し、地域貢献活動を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体等（以下、「N P O」という。）に対して助成を行うことにより、地域課題解決に向けた取組みを促進するとともに、多様な主体が助け合いにより支え合う共助社会を実現することを目指しています。

## 2 事業の概要

県は、企業等のC S R活動を活性化させ、企業等と地域貢献活動を行うN P Oとの繋がりを創出し、併せて企業等とN P Oが連携して行う地域課題解決に向けた取組みを支援するため、県と連携してN P Oに対し寄付しようとする企業等（以下、「寄付協力企業」という。）が希望する地域貢献活動に係る事業を行うN P Oに対して助成金を交付する。

また、成功事例については、他の企業やN P O、県民に対し事業内容等の周知を行い、企業・県民の社会貢献活動への参画を促進する。

## 3 寄付協力企業

茨城県企業連携型N P O活動支援事業助成金交付要項（以下、「交付要項」という。）第2条に規定するとおり、寄付協力企業は、茨城県企業連携型N P O活動支援事業（以下、「本事業」という。）により県と連携してN P Oに対し寄付しようとする企業等のうち、県と茨城県企業連携型N P O活動支援事業助成金への寄付に関する覚書（以下、「覚書」という。）（様式第1号）を締結した者とする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 県から指名停止措置等を受けている者
- (3) 県税を滞納している者
- (4) 茨城県暴力団排除条例第2条第1号又は同条第3号に規定する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (6) 消費者金融に係る事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) 破産法に基づき破産の申立てがなされている者
- (10) その他寄付協力企業として適当でないと県が認める者

## 4 助成対象事業

交付要項第3条に規定するとおり、寄付協力企業と県が覚書を締結しN P Oに対し公募する事業（以下、「助成対象事業」という。）については、助成対象事業の名称に、寄付協力企業の希望により「N P O活動支援事業」の前に以下のいずれかを付すことができ、事業分野、事業実施区域については、寄付協力企業が以下から選択し決定する。

ただし、令和6年8月以降に県と寄付協力企業が覚書を締結して実施する事業については、この限りではない。

- (1) 助成対象事業の名称
  - ①寄付協力企業の法人名称
  - ②寄付協力企業が有するキャラクター名称
  - ③寄付協力企業が有する商品名
  - ④その他寄付協力企業が希望する名称
- (2) 事業分野
  - ①環境

- ②教育・文化
- ③青少年・子ども
- ④医療・福祉
- ⑤まちづくり・防災

※上記のいずれかを選択（口数ごとに複数選択可能）

### (3) 事業実施区域

①茨城県全域	県内全域（助成対象事業の実施区域を問わない）
②県北地域	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
③県央地域	ひたちなか市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、城里町、茨城町、大洗町、東海村
④鹿行地域	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
⑤県南地域	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
⑥県西地域	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

※上記②～⑥を選択する場合、複数選択可能

## 5 負担割合及び助成限度額

助成対象事業における負担割合及び助成限度額は下表のとおりとする。

	負担割合	助成額（寄付額の範囲）	備考
寄付協力企業	1／2	100千円 ～ 500千円	・寄付金は10万円／1口、一寄付協力企業あたり最大5口までとする ・寄付協力企業は寄付金として助成対象事業者（NPO）に対し、直接寄付する
県	1／2	100千円 ～ 500千円	・県の助成額は寄付協力企業の寄付額と同額を上限とする ただし、事業費の精算額の1／2に千円未満の端数がある時は端数分を県が上乗せする ・県は助成金として助成対象事業者（NPO）に対し、交付する
助成対象事業者（NPO）		・助成事業毎に定める「寄付協力企業の寄付金額」と「県の助成金額」の和を超える事業費については、事業者負担とする	

## 6 対象経費

助成対象事業の実施に必要な経費とし、交付決定前に使用した経費のほか、次に掲げるものを除く。

項目	対象外
人件費	・団体構成員や常勤職員への給与・日当等
報償費	・団体構成員や常勤職員への報償 ・金券（商品券、ギフト券等）
使用料及び賃借料	・団体構成員や常勤職員が所有する建物等の賃借料 ・賃貸借人に関する書類の無い賃借料
その他	・汎用性の高い物の取得にかかる費用 (例)車、パソコン、携帯電話など ・不動産の取得にかかる費用 ・対象となる費用の範囲を限定できないもの (例)公共料金（電気、ガス、水道）、通信料、回線料サーバ利用料など

## 7 助成対象事業の実施期間

助成対象事業の実施期間は、覚書締結日から翌年の3月15日までとする。

ただし、県と寄付協力企業の協議の上、その期間を延長又は短縮することができるものとする。

## 8 寄付協力企業の申込

本事業の寄付協力企業となることを希望する者は、茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）第3条第1項の規定に基づき、原則として「いばらき電子申請・届出システム」により、令和6年9月30日（月）までに、交付要項第2条に規定する覚書（様式第1号）を提出しなくてはならない。ただし、インターネットの利用環境がない等の理由がある場合は、書面にて関係書類を提出することができる。

## 9 覚書締結

県は、交付要項第2条に規定する要件等を審査のうえ、寄付協力企業を決定し、覚書を締結する。

## 10 事業規模額

県は、寄付協力企業が寄付する金額と同額を助成金とし、寄付協力企業の寄付金額とあわせた金額を事業規模額として本事業の公募をおこなう。

## 11 助成対象事業者の決定

県は、前条の公募に対する申請があった場合は、審査委員会を実施し、助成対象事業の交付・寄付先（以下、「助成対象事業者」という。）及び交付額・寄付額を決定する。

なお、寄付協力企業は希望により、自身の寄付する助成対象事業に限り審査委員会の審査委員として参加することができる。

ただし、当事業による同一企業から同一団体に対する交付決定については、最大2年までとする。

## 12 助成対象事業者の通知

(1) 交付申請に対して、県は、交付要項第12条に規定する茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金交付決定通知書（様式第3-1号）、寄付協力企業は茨城県企業連携型NPO活動支援事業寄付金交付決定通知書（様式第3-2号）により通知するものとする。

また、審査委員会の結果、不交付とした申請は、県が茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金不交付決定通知書（様式第3-3号）により交付申請者に通知するものとする。

(2) 県は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

## 13 助成額・寄付額の確定

(1) 県及び寄付協力企業は、助成対象事業者から実績報告を受けたときは、その内容を審査して助成金・寄付金の額を確定し、助成対象事業者に対し、交付要項第19条第1項の規定により、県は茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金額確定通知書（様式第8-1号）、寄付協力企業は茨城県企業連携型NPO活動支援事業寄付金額確定通知書（様式第8-2号）により通知するものとする。

(2) 県及び寄付協力企業は必要に応じ、助成対象事業者に対し、助成対象事業に関する資料の提出を求めることが出来る。

## 14 助成金・寄付金の支払

(1) 県は、交付要項第19条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に助成対象事業者に対し助成金を支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払ることができる。

(2) 寄付協力企業は、交付要項第19条第1項の規定により交付すべき寄付金の額を確定した後に助成対象事業者に対し、速やかに寄付金を支払うものとし、寄付金振込みに係る手数料等については寄付協力企業が負担するものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、助成金の例により、交付すべき寄付金の額の確定前に寄付金を支払うことができるものとする。

## 15 その他

( 1 ) 書類の提出、問い合わせ先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県 県民生活環境部 女性活躍・県民協働課 多文化・協働グループ

電話：029-301-2175

( 2 ) その他必要な事項

この要項に規定するもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に規定する。

付 則

この募集要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この募集要項は、令和 6 年 4 月 25 日から施行する。

付 則

この募集要項は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年 7 月以前に交付決定した助成対象事業については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金への寄付金に関する覚書

茨城県（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、甲が実施するNPO向けの茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金（以下、「本事業」という。）への連携について、次のとおり覚書を締結する。

第1 甲は、乙が本事業の助成対象事業者に対し、寄付金を支払うことを条件に、本事業の実施にあたり、乙に、事業名称、事業分野、事業実施区域を決定する権利（以下、「命名権等」という。）を与えるものとする。

第2 命名権等を得るための寄付額は一口10万円とし、最大5口までとする。

第3 乙は、寄付金額に応じ、口数の範囲内において自由に事業分野等を設定でき、命名権等を行使することができるものとする。

第4 甲は、乙が寄付する金額と同額を助成金とし、乙の寄付金額とあわせた金額を事業規模額として本事業の公募をおこなうものとする。

2 前項の公募にあたり、甲は、乙が設定した命名権等について、県内NPOへ広く周知をおこなうものとする。

第5 乙が設定する命名権等については別紙のとおりとする。

第6 乙は、事業名称等に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を有する場合は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 事業名称等が第三者の知的財産権を侵害したときは、乙は自らの責任においてこれを解決するものとする。

第7 本事業の命名権等の権利期間は覚書締結日から翌年3月15日までとする。

ただし、甲及び乙は、必要と認めたときは、双方協議のうえ、その期間を延長し、又は、短縮することができるものとする。

第8 第4の公募に対しNPOから申請があった場合は、甲は、審査委員会を実施し、助成対象事業の交付・寄付先（以下、「助成対象事業者」という。）及び交付額・寄付額を決定するものとする。

2 乙は、希望により、自身の寄付する助成対象事業に限り審査委員会の審査委員として参加することができる。

3 乙は、審査委員会に審査委員として参加しない場合、助成対象事業者の決定に関する権利を審査委員会に一任するものとする。

第9 甲及び乙は、第8の規定により決定した助成対象事業者に対し、茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金交付要項（以下、「交付要項」という。）第12条に定める茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金交付決定通知書（様式第3-1号）及び茨城県企業連携型NPO活動支援事業寄付金交付決

定通知書（様式第3－2号）により、それぞれ助成対象事業者に対し通知するものとする。

2 第8の規定により不交付・不寄付先とした申請に対しては、甲が茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金不交付決定通知書（様式第3－3号）により通知するものとする。

第10 甲及び乙は、助成対象事業者から交付要項第18条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査して甲は助成金の額を、乙は寄付金の額を確定し、寄付協力企業に交付要項第19条に定める助成額確定通知書（様式第8－1号）、寄付額確定通知書（様式第8－2号）により、それぞれ通知するものとする。

第11 甲及び乙は、前条の規定により助成金及び寄付金の額を確定した後、甲は助成金、乙は寄付金を助成対象事業者に対し速やかに支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、この限りではない。

なお、寄付金の額は助成対象事業者からの実績報告後に確定するため、第9の規定により乙が決定し通知した茨城県企業連携型NPO活動支援事業寄付金交付決定通知書（様式第3－2号）に記載された寄付金の額を下回る場合がある。

2 寄付金は乙から助成対象事業者に直接支払うこととし、寄付金振込みに係る手数料等は乙が負担するものとする。

第12 乙が命名した本事業において助成対象事業者による事故等が発生し、乙に損害が生じた場合であっても甲は責任を負わないものとする。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして茨城県企業連携型NPO活動支援事業実施要綱、交付要項及び覚書の定めに違反したときは、書面により通知したうえで、この覚書を解除することができるものとする。

3 前項に定める覚書の解除により損害が生じたときの賠償に必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第13 この覚書の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害を賠償しなければならない。

第14 乙は、この覚書の履行に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この覚書の期間終了後又は解除後も同様とする。

第15 この覚書は、当事者間の書面による同意により変更又は補足することが出来る。

第16 本覚書に決められていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

## 様式第1号（別紙）（第2条関係）

茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金の寄付金額等について次のとおりとする。

### 1. 寄付金額及び寄付時期

【寄付金額】一口10万円とし、□ 口 万円寄付することとする。

【寄付時期】□ 事業完了前も可 / □ 額の確定通知後（事業完了後）

※いずれか□にレ点チェックを入れてください。

### 2. 寄付先の事業分野

Check	口数	事業分野
□		①環境
□		②教育・文化
□		③青少年・子ども
□		④医療・福祉
□		⑤まちづくり・防災

※寄付先は寄付口数に応じ複数選択できます。

※上記事業分野から更に分野の絞り込みを希望する場合には、「5. 交付申請者に対するコメント」に記載願います。

### 3. 事業実施区域

Check	区域	範囲
□	①茨城県全域	県内全域（助成対象事業の実施区域を問わない）
□	②県北地域	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
□	③県央地域	ひたちなか市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、城里町、茨城町、大洗町、東海村
□	④鹿行地域	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
□	⑤県南地域	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
□	⑥県西地域	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

※事業実施区域は上記②～⑥を選択する場合、複数選択可能

※事業実施区域はNPOが主として活動する地域を絞るものであり、NPOの活動内容等により活動範囲が事業実施区域を跨ぐ場合があります。

### 4. 募集事業（助成対象事業）の名称

NPO活動支援事業 ※命名を希望しない場合は記入不要

### 5. 交付申請者に対するコメント

以上の覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6  
茨城県知事 大井川 和彦



乙



様式第3－2号（第12条関係）

令和　年　月　日

殿

法人名

代表者名

令和　年度茨城県企業連携型N P O活動支援事業寄付金交付決定通知書

茨城県に対し交付申請のあった標記寄付金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 寄付金交付の対象となる事業については、令和　年　月　日付けで茨城県に申請のあった令和　年度茨城県企業連携型N P O活動支援事業助成金・寄付金交付申請書（様式第2－1号）（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 助成事業に対する寄付金の交付決定額は次のとおりとする。

寄付金の額（寄付協力企業）※予定	円
------------------	---

- 3 助成事業毎に定める「寄付協力企業の寄付金額」と「県の助成金額」の和を超える事業費については、事業者負担とする。寄付金の額は実績報告提出後に確定する。なお、寄付金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に茨城県企業連携型N P O活動支援事業助成金交付要項第4条の寄付協力企業負担割合を乗じて得た額又は寄付金の交付決定額のいずれか低い額とする。

様式第8—2号（第19条関係）

令和 年 月 日

殿

法人名  
代表者名

令和 年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業寄付金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記寄付金については、下記のとおり寄付金の額を確定しましたので通知します。

記

1. 申請事業名

2. 寄付金の確定額

寄付金の額（寄付協力企業）	円
---------------	---

※当事業は、県からの助成金と寄付協力企業からの寄付金により構成される事業のため、県助成金の交付時期と寄付協力企業寄付金の交付時期が異なることに留意すること。

※助成対象事業者は、寄付協力企業から当事業に係る「寄付金受領証明書」等の提出を求められた場合、速やかに作成し寄付協力企業に対し発行しなければならない。